

介護保険料の決まり方・納め方

● 65歳以上の人の介護保険料の決まり方

65歳以上の人の介護保険料は、豊田市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

豊田市に必要な
介護サービスの
総額



65歳以上
の人の
負担割合

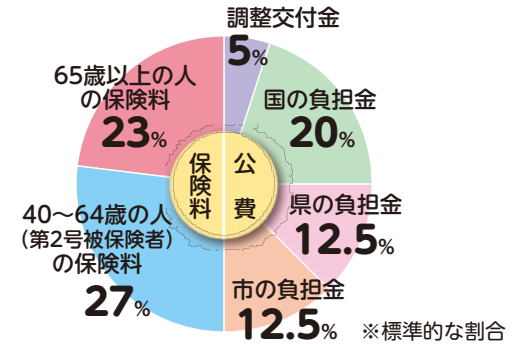


豊田市に住む
65歳以上の人の
人数



豊田市の
令和3～5年度の
介護保険料の
基準額 **66,000円**(年額)
第5段階

介護保険の財源の内訳(令和3～5年度)



介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる人	保険料率	保険料(月額)	保険料(年額)	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(※1)全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金の受給者	基準額×0.30	1,650円	19,800円	
第2段階	本人が市民税非課税 世帯(※1)全員が市民税非課税	本人の前年の課税対象年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が80万円以下	基準額×0.50	2,750円	33,000円
第3段階		本人の前年の課税対象年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.70	3,850円	46,200円
第4段階		本人の前年の課税対象年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が120万円超	基準額×0.85	4,675円	56,100円
第5段階	世帯(※1)内に市民税課税者がいる	本人の前年の課税対象年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が80万円以下	基準額×1.00	5,500円	66,000円
第6段階		本人の前年の課税対象年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3)の合計が80万円超	基準額×1.10	6,050円	72,600円
第7段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額(※4)が125万円未満	基準額×1.25	6,875円	82,500円
第8段階		本人の前年の合計所得金額(※4)が125万円以上200万円未満	基準額×1.50	8,250円	99,000円
第9段階		本人の前年の合計所得金額(※4)が200万円以上300万円未満	基準額×1.75	9,625円	115,500円
第10段階		本人の前年の合計所得金額(※4)が300万円以上400万円未満	基準額×2.00	11,000円	132,000円
第11段階		本人の前年の合計所得金額(※4)が400万円以上500万円未満	基準額×2.10	11,550円	138,600円
第12段階		本人の前年の合計所得金額(※4)が500万円以上700万円未満	基準額×2.25	12,375円	148,500円
第13段階		本人の前年の合計所得金額(※4)が700万円以上1,000万円未満	基準額×2.50	13,750円	165,000円
	本人の前年の合計所得金額(※4)が1,000万円以上				

※第1～3段階の人は、2019年10月の消費税引き上げに伴い、保険料の負担が軽減された保険料額となっています。

(※1)：世帯は、賦課期日(4月1日)又は資格取得時のいずれか遅い時点の世帯で判定します。

(※2)：老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、退職年金、共済年金、年金恩給など、課税対象となる年金収入額の合計で、遺族年金、障がい年金、老齢福祉年金などは含まれません。

(※3)：その他の合計所得金額は、合計所得金額(※4)から年金所得額を差し引いた額です。

(※4)：合計所得金額は、保険料を賦課される年度の前年中(1月1日～12月31日)の所得の合計で、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引く前の金額です。また、不動産の譲渡所得がある場合は、特別控除を差し引いた後の金額で合計所得金額が計算されます。なお、年金所得又は給与所得がある場合は、令和3年度の税制改正による所得計算の変更の影響を最小限とするため、合計所得金額から最大10万円控除します。

65歳以上の人の介護保険料の納め方 ※原則、年金天引き

年金が年額 **18万円以上**の人 → 年金から **【天引き】**になります

● 介護保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

年金の支払い月 **4月 6月 8月 10月 12月 2月**



介護保険料

特別徴収

! 本来、年金から天引きの「特別徴収」の人も **こんなときは、一時的に納付書で納めます**

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障がい年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年度途中で65歳になった
- 年金を担保に融資を受けている
- 前年度中に、保険料が大きく減額した
- 年金が一時差し止めになった など

年金が年額 **18万円未満**の人 → **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます

● 豊田市から納付書が送付されますので、届いた納付書裏面の納付方法をご確認の上、納めてください。

支払い月 **6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月**

普通徴収

忙しい人、なかなか外出ができない人は、**口座振替が便利**です。

口座振替が便利ね

手続き

- ① 銀行等での申込み…**預貯金通帳**とその**届出印、納入通知書等**（通知書番号が分かるもの）
- ② 郵送での申込み……介護保険課へお問合わせください。

※毎月15日までに申込みいただくと、翌月末から口座振替が開始されます。
 ※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。



介護保険料を滞納すると

① **「差押え」される場合があります。**

市税などと同様に滞納処分を専門に行う債権管理課に徴収事務が移管され、予告なく「差押え」される場合があります。また、延滞金が加算される場合があります。

② **「あなた」が介護を必要とする時に「不利益」が生じます。**

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割から3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

サービス費用の**全額をいったん利用者が負担**します。申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると

保険給付が**一時差し止め**られます。滞納が続く場合には、**差し止められた額が保険料に充てられます。**

2年以上滞納すると

サービスを利用するときに未納期間に応じて**利用者負担が引き上げ**られたり、**高額介護サービス費等が支給されなくな**ったりします。

保険料の納付が困難なときはまずご相談ください

災害などの特別な事情で保険料を納めることが難しくなった場合は、介護保険課に相談しましょう。保険料の減免や猶予が受けられる場合があります。